

(答申第25号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った、特定個人の児童記録票に係る補助記録の部分開示決定において、非開示部分のうち、欄外の印影を非開示としたことは妥当でなく開示すべきであるが、その他の記載を非開示としたことは妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成24年4月9日付けで、申立人の長女である〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）に関する相談内容等を記した記録の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、本件開示請求は、本件児童に関する相談援助活動について、未成年者である本件児童に代わり、別居中である父親が法定代理人として行ったものである。

#### (2) 本件開示請求の内容

ア 本件児童の安否確認のための家庭訪問に関する記録と報告書内容について

イ 訪問日時は平成24年1月。担当者は〇〇子ども相談センターの職員の〇〇・〇〇氏。

ウ その後訪問や電話による確認の事実があればそれについての記録

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記載されている文書として、〇〇子ども相談センター（以下「センター」という。）が対応した相談内容等を記した児童記録票に係る補助記録（以下「本件補助記録」という。）を特定し、条例第14条第2号を適用して、平成24年5月9日付けで、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成24年6月21日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第24条の規定に基づき、平成24年7月20日付けで、本件異議申立てに対する決定について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

部分開示となった理由の具体的説明と、非開示部分の開示の再検討を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

申立人が、異議申立書及び意見書において主張する異議申立ての理由は、次のように要約される。

##### (1) 条例第14条第2号該当性について

###### ア 申立人の妻及びその親族に関する情報について

申立人の妻及びその親族に関する情報は非開示で構わない。ただし、非開示にするにしても、ある程度の文書構成が判別できるようにしてもらわないと、妥当であるかの判断ができない。

###### イ 申立人の父母に関する情報について

申立人の父母に関する情報はかなりの部分で開示されているようにみられるため、条例第14条第2号に該当するため非開示としているとの実施機関の説明は不当である。

###### ウ 関係機関の担当者の氏名等に関する情報について

センターの職員である〇〇・〇〇氏などの氏名を開示している一方で、関係機関の担当者氏名を個人に関する情報として非開示とすることは間違っている。

また、非開示とした欄外の印影についても、条例第14条第2号に該当しているとは言えない。

##### (2) 本件児童に関する情報について

実施機関は、本件児童に関する情報を非開示としている疑義はないとする一方で、本件児童と申立人との間の利益が相反する可能性について言及し、開示する情報を制限しているかのような言い方をしており、矛盾している。

##### (3) 非開示とした理由の具体的な説明について

実施機関は、非開示とした理由につき、これまで行った説明以上の具体的な説明は不可能と主張し、説明責任を放棄している。この主張に基づく理由による部分開示は不適當である。

万一、事実確認や記録改ざんが行われていても、開示請求者本人に分からないようでは本末転倒である。

##### (4) 部分開示が親子交流の阻害となっていることについて

少しでも子どもの情報があれば安心できると思い、センターを頼り、センターの担当者から家庭訪問における様子の説明を受けたが、良く分からなかったため、本件開示請求を行うに至った。部分開示の判断をされ、本当の意味で親子交流についての理解が得られていないのだと失望している。行政機関には、個人の権利利益の意味をはき違えることなく誠実な対応を期待する。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が部分開示決定理由説明書、部分開示決定理由補充説明書及び口頭意見陳述において主張している内容は、次のように要約される。

##### 1 子ども相談センターについて

子ども相談センターは、児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保護するため児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の規定により設置されている児童相談所である。その主たる業務は、家庭その他からの様々な相談に応じて、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最適な援助を実施するものである。

##### 2 児童記録票に係る補助記録について

児童記録票に係る補助記録は、子ども相談センターの担当職員が、その業務を行うに当たり、個々の児童に係る相談内容、家庭環境調査の結果等を児童ごとに記録したものである。

本件補助記録には、平成24年1月26日に実施した家庭訪問時の内容、同月27日に行った相談者への連絡内容、同年2月1日に受けた関係機関からの電話内容、同月3日に行った関係機関への連絡内容並びに相談者からの電話内容、同年3月22日に対応した相談内容及び同月28日に対応した相談内容が記載されている。

##### 3 本件処分について

###### (1) 条例第14条第2号該当性について

本件処分は、本件補助記録のうち、申立人が直接知り得る事実、及びセンターの職員が直接確認した本件児童の安否に係る客観的な事実を除いては、条例第14条第2号に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報として、非開示としたものである。

###### ア 申立人の妻及びその親族に関する情報について

申立人の妻及びその親族に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる。この情報を開示することは、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を侵害するおそれがある。

なお、センターの職員が直接確認した客観的な事実に関する情報は開示されていることから、非開示部分の文章構成が判別できないとしても、本件請求の趣旨は損なわれてはいない。

###### イ 申立人の父母に関する情報について

申立人の父母に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる。この情報を開示することは、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を侵害するおそれがある。

なお、申立人が同席して直接見聞きした面談における記録などの情報は、開示している。

ウ 関係機関の担当者の氏名等に関する情報について

申立人の妻及びその親族が関係機関に行った相談や対応時における関係機関の担当者に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる。この情報を開示することは、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を侵害するおそれがある。また、子の親権取得をめぐって親同士が合意しない場合に、子を実際に養育している親と関わりのある関係機関の担当者に、他の親が自己の主張を通すために権限の行使を要求するなど、一定の働きかけを行う可能性がある。

(2) 条例第14条第6号該当性について

本件補助記録のうち、申立人が直接知り得る事実、及びセンターの職員が直接確認した本件児童の安否に係る客観的な事実を除いては、条例第14条第6号に規定する個人の評価又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれのある情報として、非開示としたものである。

児童記録票に係る補助記録は、児童に関する相談や判定等の情報であり、個人の評価、相談等に関する情報を記録したものである。この情報を開示することは、今後の援助について予見を与え、援助関係に影響を及ぼし、以後の相談業務に著しい支障が生ずる可能性がある。

また、児童に係る情報提供をした関係機関、関係者に関する情報が開示されることは当事者間の信頼関係の維持に支障を来すことが予想される。

(3) その他の申立人の主張について

ア 本件児童に関する情報について

申立人を本件児童の法定代理人であると認めて、申立人が直接知り得る事実、及びセンターの職員が直接確認した本件対象児童の安否に係る客観的な事実を開示している。

イ 非開示とした理由の具体的な説明について

非開示としている部分は開示請求者以外の個人に関する情報である。これまでに申立人に対する説明を行っており、これ以上の説明は、非開示情報について明らかとってしまうこととなるため、不可能である。

ウ 部分開示が親子交流の阻害となっているとの主張について

個人情報の開示請求が本人及びその法定代理人に認められているのは、あくまでも本人の個人情報に関する権利利益を保護する目的のためである。親が子との交流を実現するために開示請求をすることは、個人情報保護の目的に合致しているとは言えない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

## 1 非開示とした情報について

実施機関は、本件補助記録のうち、申立人が直接知り得る事実、及びセンターの職員が直接確認した本件児童の安否に係る客観的な事実を除いた、申立人以外の特定の個人を識別できる情報を非開示としている（以下、「本件非開示情報」という。）。

## 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件非開示情報は条例第14条第2号及び第6号に該当すると主張するので、以下検討する。

なお、本件開示請求は、本件児童の父親である申立人が、法定代理人として開示請求を行っていることから、本件児童が条例第14条柱書に規定する「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」となる。

### (1) 条例第14条第2号について

ア 条例第14条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の定めるところにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名に関する部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該部分・・・（略）・・・を除く）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」及び「ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報は開示しなければならない旨規定している。

### イ 条例第14条第2号の該当性について

#### (ア) 申立人の妻及びその親族に関する情報について

審査会が本件非開示情報を見分したところ、非開示とされた部分には、開示請求者以外の者である申立人の妻及びその親族の言動の内容が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第14条第2号本文に該当する。また、その内容及び性質から、同号ただし書イないしハにも該当しないので、非開示が妥当である。

#### (イ) 申立人の父母に関する情報について

審査会が本件非開示情報を見分したところ、非開示とされた部分には、開示請求

者以外の者である申立人の父母の言動の内容が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第14条第2号本文に該当する。また、その内容及び性質から、同号ただし書イないしハにも該当しないので、非開示が妥当である。

この点、申立人は、申立人の父母に関する情報は、かなりの部分で開示されているようにみられるため、条例第14条第2号に該当するとの実施機関の説明は不当である旨を主張する。しかし、実施機関が開示した申立人の父母に関する情報は、申立人が同席した面談における記録などであり、申立人が既に了知していることから、これを開示したものであり、実施機関の説明は不当な判断であるとの申立人の主張には理由がない。

(ウ) 関係機関の担当者の氏名等に関する情報について

a 関係機関の担当者の氏名について

審査会が本件非開示情報を見分したところ、非開示とされた部分には、開示請求者以外の者である関係機関の担当者の氏名が記載されている。そして、当該関係機関に相談を行ったのは申立人以外の者であり、申立人が了知しない情報であると認められることから、これを開示すると、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、条例第14条第2号本文に該当する。また、その内容及び性質から、同号ただし書イないしハにも該当しないので、非開示が妥当である。

この点、申立人は、センターの職員の氏名を開示している一方で、関係機関の担当者の氏名を非開示とすることは間違っている旨を主張する。しかし、センターの職員の氏名は、申立人と面談した職員に係る情報であり、申立人が既に了知していることから、これを開示したものであり、申立人の主張は認められない。

b 欄外の印影について

審査会が非開示情報とされた欄外の印影（以下「本件印影」という。）を見分したところ、本件印影はセンターの職員が、本件児童に係る相談援助活動の進捗よく等の確認を行った際に押印したものであり、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であることが認められた。

また、センターの職員の職務については、その特殊性から、その対応等に不満を持つ相談関係者が、不信感や誤解により、対応した職員に対する誹謗、中傷などの個人攻撃が行われるおそれがあることも否定できないものの、本件事案においては客観的にかかるおそれがあるとは認められない。

よって、条例第14条第2号ただし書ロに該当し、本件印影を非開示とするのは妥当でない。

(2) 条例第14条第6号について

ア 条例第14条第6号は、「個人の評価、診断、選考、指導、相談等（以下「個人の

評価等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示情報と規定している。

イ 条例第14条第6号の該当性について

審査会が本件非開示情報を見分したところ、非開示とされた部分には、センターの職員が申立人の妻及びその親族、申立人の父母と面談した時の記録や関係機関への状況確認を行った時の記録が記載されている。

これらの情報は他者に明らかにしないことを前提として聞き取ったものであり、これを開示することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれ、率直な意見が聞けなくなるなど、以後の相談に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるから、条例第14条第6号に該当し、非開示が妥当である。

3 その他の申立人の主張について

(1) 本件児童に関する情報について

当審査会が本件補助記録を見分したところ、上記2のとおり、本件非開示情報は、開示請求である本件児童とその法定代理人である申立人以外の特定の個人に関する情報であり、本件児童に関する情報は開示されていることが認められることから、本件児童に関する情報が非開示とされているとの申立人の主張には理由がない。

(2) 非開示とした理由の具体的な説明について

ア 当審査会が行った審議において、実施機関から、非開示情報となった理由について十分な説明がなされているものと認められる。

また、仮に、実施機関から、更に具体的な説明がなされれば、非開示情報が明らかとなるおそれがあり、結果的に、非開示事由を定めた条例の趣旨を没却することとなるから、申立人の主張を採用することはできない。

イ 申立人は、非開示にすとしても文書構成が判別できない旨及び事実確認や記録改ざんが行われていても分からない旨を主張する。

しかし、条例第15条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。」と規定されており、非開示情報とした理由は上記2のとおりであることから、申立人の主張を採用することができない。

(3) 部分開示が親子交流の障害となっているとの主張について

当審査会は、本件開示請求に係る実施機関の決定の是非を判断する機関であり、その判断にあたっては、本件処分により生じる個別の影響を考慮するものではないから、申立人の主張は採用することはできない。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成24年7月20日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年8月20日	実施機関から部分開示決定理由説明書を受領した。
平成24年9月5日	異議申立人に部分開示決定理由説明書を送付した。
平成24年11月15日	異議申立人から部分開示決定理由説明書に対する意見書を受領した。
平成24年11月21日	実施機関に部分開示決定理由説明書に対する意見書を送付した。
平成24年12月20日	実施機関から部分開示決定理由補充説明書を受領した。
平成24年12月25日	異議申立人に部分開示決定理由補充説明書を送付した。
平成25年2月21日 (第46回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成25年3月27日 (第47回審査会)	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成25年3月29日	実施機関から口頭意見陳述の補足書を受領した。
平成25年5月2日	異議申立人に口頭意見陳述の補足書を送付した。
平成25年5月22日 (第48回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)